

8 財産の評価

(1) 評価の必要

具体的相続分は、金額でもって表示されますので、具体的相続分を算出するためには、遺産と生前贈与財産の評価を欠かすことはできません。

また、遺産分割の方法（「遺産分割の方法」には、個々の遺産を相続人間に振り分ける現物分割や、後述の代償分割や換価分割があります。）を決めるにも、個々の遺産の評価は必要です。

(2) 評価時点

ア 具体的相続分算出のための評価の時点は、相続開始時です。

遺産も生前贈与も、同じ時点で評価しないと不公平が生じますので、相続に合わせた評価をします。

イ 遺産分割の方法を決定するためには、遺産については、遺産分割時の評価も必要

相続開始時と遺産分割時とでは、時間的な隔たりが生じていますので、この間に遺産の評価額が変動し、相続開始時の評価を元に具体的相続分を算出しても、具体的相続分の合計額が遺産分割時の全遺産の評価額と一致しない場合が生ずることがありますが、この場合は、遺産分割時の評価額を、具体的相続分の割合で、分けることとなります。

なお、下記の判例がいう下線部分の意味は、遺産分割のときの遺産額の合計額と具体的相続分の合計額が一致している場合は、具体的相続分で遺産を分けるが、遺産分割のときの遺産額が、具体的相続分の合計額と一致していない場合は、遺産を具体的相続分の割合で分けるということです。

最高裁平成12年2月24日判決

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分（以下「具体的相続分」という。）とする旨を規定している。具体的相続分は、このように遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、・・・・・・

このように、遺産と生前贈与の評価は、具体的相続分を算定するためには相続開始時の評価額を算出し、遺産は更に遺産分割時の評価額を算出するのですが、これには、費用と手間を2度かけることになります。

ですから、実務では、しばしば、相続人全員の合意により、具体的相続分を算出する場合も、財産評価の時期を、遺産分割時に統一する運用も結構なされております。この方が、鑑定費用が1回分安くなるからです。また、遺産分割の方法の決定に大きな差異が生じないからです。

(3) 財産の評価の方法

当事者が、全員、合意すれば、その合意内容をもって財産の評価額とされます。実務で多いのは、不動産については固定資産税評価額又は相続税評価額、非公開会社の株式については相続税評価額である評価通達による評価額です。評価額が合意できない場合は、専門家による鑑定価格を出した後、家庭裁判所が判断することになります。

なお、現金や預貯金は、金額で表示されていますので、その表示額が評価額になるのが一般です。上場株式や上場投資信託などは、時価がはっきりしていますので、問題は生じません。

課税価格と相続税評価額とは違う

ところで、相続税評価額をもって、遺産分割の評価額と合意する場合のことは、多くの関係者は、土地については路線価（市街化区域内の土地）又は固定資産税評価額に国税庁が定めた一定倍率を乗じた金額（倍率方式—路線価のない土地）、建物は固定資産税評価額（これは相続税評価額でもあります。）をもって、相続税評価額とする意思であると思われませんが、これは相続税申告書に書かれた不動産ごとの「課税価格」ではありません。

遺産分割の調停の席などで、相続税申告書に書かれた不動産ごとの「課税価格」を相続税評価額と誤解する人がまれにいますが、「課税価格」は、当該不動産につき小規模宅地に認められた評価減など政策減税制度を受けておれば、減額された後の金額になっているからです。

ときに、固定資産税評価額よりも、ずいぶん低いと思われる課税価格に出合った場合は、それが当該土地について、政策的な評価減がなされた場合であるかを疑ってみるとよいでしょう。